

平成24年第1回瑞穂市議会定例会会議録（第2号）

平成24年3月5日（月）午前9時開議

議事日程

- 日程第1 議案第3号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第2 議案第4号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合規約の変更について
- 日程第3 議案第5号 証明書の交付等の事務委託に関する規約の変更について
- 日程第4 議案第6号 瑞穂市第1次総合計画の後期基本計画を定めることについて
- 日程第5 議案第7号 瑞穂市指定金融機関の指定について
- 日程第6 議案第8号 包括外部監査契約の締結について
- 日程第7 議案第9号 住民基本台帳法の一部を改正する法律等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第10号 瑞穂市公民館条例等の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第11号 瑞穂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第12号 瑞穂市政治倫理条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第13号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第14号 瑞穂市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第15号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第16号 瑞穂市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第17号 瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第18号 平成23年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第17 議案第19号 平成23年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第20号 平成23年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第21号 平成23年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第22号 平成23年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第23号 平成23年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第24号 平成23年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第23 議案第25号 平成24年度瑞穂市一般会計予算
- 日程第24 議案第26号 平成24年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第25 議案第27号 平成24年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第26 議案第28号 平成24年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算

日程第27 議案第29号 平成24年度瑞穂市下水道事業特別会計予算

日程第28 議案第30号 平成24年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算

日程第29 議案第31号 平成24年度瑞穂市水道事業会計予算

日程第30 議案第32号 市道路線の認定及び廃止について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	熊谷	祐子
3番	西岡	一成	4番	庄田	昭人
5番	森	治久	6番	棚橋	敏明
7番	広瀬	武雄	8番	松野	藤四郎
9番	広瀬	捨男	10番	土田	裕
11番	小寺	徹	12番	若井	千尋
13番	清水	治	14番	山田	隆義
15番	土屋	隆義	16番	小川	勝範
17番	藤橋	礼治	18番	若園	五朗
19番	星川	睦枝			

本日の会議に欠席した議員（なし）

欠員（1名）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀	孝正	副市長	奥田	尚道
教育長	横山	博信	企画部長	伊藤	脩祠
総務部長	早瀬	俊一	市民部兼 巢南庁舎管理部長	高田	薫
福祉部長	宇野	睦子	都市整備部長	福富	保文
調整監	岩田	勝之	環境水道部長	弘岡	敏
会計管理者	馬淵	哲男	教育次長	林	鉄雄
監査委員 事務局長	松井	章治			

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会議務局長	田 宮 康 弘	書	記	清 水 千 尋
書	記	今 木 浩 靖		

開議の宣告

議長（星川睦枝君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第3号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第1、議案第3号岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第2 議案第4号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第2、議案第4号岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合規約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第3 議案第5号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第3、議案第5号証明書の交付等の事務委託に関する規約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第4 議案第6号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第4、議案第6号瑞穂市第1次総合計画の後期基本計画を定めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

後期基本計画について、まだ全部目を通したわけではありませんけれども、走り読みをして全体を見てみました。それで、その中で一つの例だけ挙げて執行部の見解を伺いたいと思います。

これは、平成24年度から27年度までの間の基本計画でありますけれども、例えば、132ページにあります、企業の誘致と適正立地ということを見ましても、企業誘致については、瑞穂市企業立地促進条例により、企業が安定的かつ継続的に企業活動を行えるよう支援し、特に環境に配慮した企業や情報関連の企業等、社会情勢に応じた優良企業及び小規模でも将来性の高い企業の誘致を図り、特徴ある工業振興に努めます。また、既存の工業地については、工業以外の建築物の混在が生じないようなルールづくりを進めていますというふうに書かれておるわけですが、この内容そのものは、それこそ既に3年前も、4年前も同じことを言い続けてこられて今日を迎え、そしてこの後期基本計画を文章化しておるわけであります。

要するに、作文じゃだめだと思うんですね。具体的に、これからのこの基本計画を実施計画にまで具体化をしていくという、わずか3年しかないんですね。そういう中で、どのようなことを本当に具体的に考えておられるのか。今現在、そういう具体的なことがあるのかどうか。ぜひお答えをいただきたいと思います。

というのは、基本的に後で一般会計のところでも聞こうかと思っておったんですけれども、今後のまちづくり、とりわけ、この雇用の創出であるとか、146ページにありますけれども、市税の増収を図るためという単元が出ております。そうすると、私が思うには、例えば優良住宅を計画的に形成をしていく。どういう住宅地をつくるか等も含めて、そういう方策をすることによって、税収が、どの程度の規模の人たち、どの程度の収入の人たちが集まると、どの程度の固定資産税や市民税がふえるのか。そのこととの比較で、この企業誘致をどの程度の会社でどういうところが、これ具体化できなきゃだめなんですけれども、やったら税収がどの程度ふえるのかということの基本的な比較考量というか、こういうものを調査する。それぞれならばに雇用あるいは住宅、そして企業誘致ということではなくて、それをもう1回比較考量するような調査・研究を行う。こういうことをまずやられたほうがいいんじゃないかというよう

に思うんです。ただ作文を書いて、3年がすぐたっちゃって、具体的にそういうところはございませんということを繰り返すよりは、生産的ではないのかというふうに思うんですけれども、これちょっと私からの問題意識ですので、そこら辺の見解を執行部のほうからお伺いをいたしたいと思います。以上です。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） おはようございます。

ただいまの御質問にありましたように、企業誘致につきましては、現在具体的な形で動いているところにつきましては二、三カ所ございます。特に前から、この企業誘致条例の関係で具体的に地区計画を立てまして動いているところにつきましては、宝江のキックマンソイフーズが用地取得に向けて今頑張っておみえですし、花塚地区についても既存企業の拡張という形で、今までに既にごございますので、こういうところが動いております。

それから、工場適地のほうにつきましては、今既に用地の交換をしたり、工場の拡張等、動いておみえになります。

ただ、今回も一般質問に出ておりますが、ヤナゲンFALのところにつきましては、皆さん御存じのようにドン・キホーテが進出するという形で、既存のヤナゲンFALが、もう既に取り壊しが済んでおりますので、ドン・キホーテの進出が決定しております。それと、御心配の名古屋紡績の跡地につきましても、今一企業が主体となって開発の協議を進めている状況でございますので、具体化した時点では進めていきたいというふうに考えております。

ここに書いてございますように、工場以外の建築物の混在が生じないようなルールづくりでございますが、瑞穂市につきましては、既に土地利用計画、用途の規制がございますので、この中で適正な規制を進めていく必要がありますし、旧巢南地区につきましては、農振農用地の規制が入っておりますので、こういうところについては、適正な農地の保全という形で動いておりますので、その中で先ほど言いましたように、工場適地については、まだ少しあきもございますので、こういうところへの導入等は積極的に進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

1つ追加ですが、まだ今の企業誘致に伴う条例の適用は、もう少し工場が建築が終わってからになりますので、こういうものの整備が済んでから進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 3番 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 今の報告はそれでいいんですけども、私が申し上げたのは、市税の増収等の問題と絡んで、企業誘致と、それから優良な住宅環境あるいは住宅の形成ということとの比較・検討の調査をやられてはどうかと。そういう資料も我々はいきたい。今後のまち

づくりをどういうところを軸にしながら進めていくかという場合に、大変必要ではないかと思うんです。

と言いますのは、今は不況ですけれども、企業というのは、はっきり申し上げて景気循環がありますよね。いわゆる産業全体、あるいは、また別の産業、それぞれに応じながら全体的に景気の循環があります。

だから、そういう不安定的な要素も含めて、今の住宅地の形成の問題と、要するに100年、200年先にもやはりここに住み続けるわけです。極端な例を言えば、大型スーパーでも競争が激化してちょっと危ないと思ったら、すぐ手を引いて、どこかへ飛んで行ってしまうわけです。それが本当のまちづくりかどうか。周りに八百屋さんもなくなる、肉屋さんもなくなっていく、文房具屋さんも何もなくなっていく。年寄りの交通移動手段もだんだんなくなっていく。こういうふうなまちが、果たして人間の住むまちかどうかということを考えたときに、住宅なんかでも本田団地をつくった、牛牧団地をつくった、大体40年前ぐらい、同じときに同じ若さの人たちが入ってきちゃうと、そのままずっと40年たっちゃったら、本当に高齢化しちゃって、いつも話が出るように町内会で側溝の掃除をすること自体大変なことになる。役が回ってくるぐらいなら、岐阜市にその前に移ったほうがまだましやというようなことが本当に論じられるような状況なんです。

ですから、住む人間の割合も小さい子からじいちゃん、ばあちゃんも含めて一緒に生活ができるようなまちづくりにするために、どういう知恵が必要なのかというようなことを本気で考えていかないと、やはりいかなんではないかというような問題意識から、一つの例としてちょっとそれを申し上げたわけです。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 西岡議員の言ってみえることは理解できております。一度、企画部門と税収の関係もございますので、こういうものも含めて検討したいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（星川睦枝君） ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 2番 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） おはようございます。

議席番号2番、改革の熊谷祐子です。

私は瑞穂市第1次総合計画後期基本計画、24年度新年度から27年度までの計画について、92ページ、第4章 希望を育むまちづくり、第1節 未来を担う人づくり、1の1、幼児教育の充実について質問をいたします。

そこに、今までの取り組みと成果、現状と課題、基本方針、施策の構成、施策の展開と続き

ますが、読みますと施設計画とか待機児童の解消というのが一言もないんですね。読み落としているのかしらと思って、もう一回読みましたけど、学校教育については103ページですか、しっかりと計画があります。これも同じ、未来を担う人づくりの施策の一覧ですが、せんだって待機児童、新年度はゼロ人ということですが、年度末に、平成22年ですか、15人という解消のために、それから牛牧地区で幼児がふえてくるということで税金を4億円、国2億、市2億の議案を執行部は出して、議会は10対8で否決いたしました。こういうふうにはばたばたと非常に論議を呼ぶような泥縄式の施策をその都度補正で出すのではなく、もう瑞穂市にとっては課題になっているわけですから、これが後期計画に全然入っていないというのは大変不思議だと思います。御認識がないと思ってもいいのでしょうか。

23年度の6月議会で、老朽化した施設をどのように対処していくかという調査の補正が上がりましたが、聞くところによると、その結果が出るのがこの3月末なので、それから計画を立てるので、この計画にはのってこないというようなことをお聞きしていますが、新年度予算にも組めないし、この総合計画にも一切組めないということになりますね。6月予算に組んだんですから、せめて12月末までに出してもらおうとか、そういうことをしなければ長期の計画が立てられないと思うんですが、その辺を教えてくださいたいと思います。

けさもニュースで言っていましたね、女性の就労が待機児童が多いのでしにくいと。これを識者がコメントしてしまして、労働力からいっても、それから女性の権利からいっても、それから今、生活が若い家庭は大変苦しくなっていますので、そういう経済力からいっても、女性が働きやすくする施策が、待機児童の解消が大変重要だということがニュースで言われていました。ぜひその辺の御認識と計画をお答えいただきたいと思います。以上です。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） お尋ねにありました施設の計画ですが、今年度6月に補正予算で可決いただきました。その後、発注したのは8月でございます。8月に発注して成果品の納入期限が3月末ということ、調査結果が出るのが3月末ということでございます。もっと早くということですが、保育所・小学校・中学校、すべての施設でございます。20もの施設です。8月に発注して、これもぎりぎり3月ということで、やっと間に合う状態であるということでございます。その点につきましては、御理解をいただきたいと思います。

この施設の今年度調査の報告がございましたら、新年度で整備の方針、年次計画、そういったものを委員会あるいは財政当局と協議して計画を定めたい。そして、この総合計画の後期基本計画にも年次補正をというような計画をしております。この施設の改修につきましては、ただいま未満児保育というのがありましたけれども、保育計画、そういったものとあわせて、じゃあ施設はどうするんやという相対的な検討をしていきたいと考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 2番 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） そうしますと、今のお答えですと、総合計画の中にそれを何とかしなければならぬと、保育施設ですね、それから待機児童解消の、言葉が2つですよ。施設計画、施設を何とかしなければならぬということと、待機児童の解消に努めなければならぬと、この言葉が2つともなくても問題はないと、これからやるからいいというお考えですか。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 今御指摘いただいている内容については、後期計画の93ページの施策の展開という に幼児教育体制の充実ということであっております。3行目の「さらに」の後に、幼稚園・保育所の保育・教育の内容について整備するとともに、幼・保・小の連携ということをやっているんですが、この幼児教育、保育所、幼稚園の内容については、整備という中身は、未満児とか待機児童の解消といったことも含めて、その施設の整備がどのようにしたらいいのかということと連動するものですから、今次長がその調査をもとに、それぞれの公立の保育所・幼稚園の整備をどのように進めていくかという検討の中に、当然、未満児を受けるキャパをどうするのかとか、そういったものも含めて検討していくこととなりますので、この内容について整備するという中に、そういったことを読み取っていただければありがたいなと思います。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 97ページにきちんと基本方針の中に、学校教育については教育指導体制や施設・整備の充実を図りますとあって、施策の構成の中にちゃんとそういう文言が入っているわけですね、施設や整備ということが。ですから、幼児教育に関しては、内容の充実を図る中に施設の整備も入っているんだと読み取っていただきたいというのは大変無理がありますが、これからを期待して質疑を終わります。

議長（星川睦枝君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第5 議案第7号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第5、議案第7号瑞穂市指定金融機関の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第6 議案第8号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第6、議案第8号包括外部監査契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第7 議案第9号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第7、議案第9号住民基本台帳法の一部を改正する法律等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第8 議案第10号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第8、議案第10号瑞穂市公民館条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） 11番 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 議席番号11番、日本共産党の小寺徹でございます。

議案第10号瑞穂市公民館条例等の一部を改正する条例について質問をいたします。

この条例は、施設使用料の見直し、まさに値上げの提案がされております。質問をしますが、一つは公民館をよく使用する各種団体がありますが、そういう団体と話し合いをされて、値上

げもじゃあねえなということでの合意がなっておるのかどうかをお聞きしたいと思います。

さらに2点目は、22年度の使用実績に基づいて試算をすると、この値上げによって利用料金は幾ら増加するのか。その試算をしてあるのかどうか。ちょっと細かいことですが、卓球台の使用料が値上げされて使用料を取っておるのですが、スポーツ施設とか、コミュニティーセンターなんかは卓球台があるんですけども使用料は取っていないということで、そこら辺、使用料関係に矛盾していないかという指摘をちょっと受けたことがあるんですけど、その辺はどうなのか。どのように考えられているのか、お尋ねしたいと思います。以上3点をお尋ねします。

議長（星川睦枝君） 伊藤企画部長。

企画部長（伊藤脩禰君） それでは小寺議員の御質問、3点ほどございましたが、まず1点目の利用者との合意という件でございますが、私どもが見直しに入りましたのは、第2次行政改革大綱の中でも公共施設の使用料の再点検、さらに受益者負担の観点から、利用者が限られたサービス等の利用等についてということで、行革の中でも議論が提案されている部分がまず1点あったのと、22年度の包括外部監査、御存じのように使用料の見直し、税金等で賄っている部分の適正な利用の受益者負担を見直すという観点からやっておりますので、詳細にこの経過を今回積み上げて提案させていただいておりますが、今後、これを踏まえて利用者の皆さんに利用説明会等の段階でお話をするという結果になるかと思っております。

あと2点目でございますけど、この値上げによってどのぐらいの増額になるんだということでございますけど、見直し率、資料に添付させていただきましたが、その倍率等からおおむね算定させていただきますと、10月以降、24年度、半年でおおむね120万ぐらいの増になるんじゃないかというふうに想定はしております。さらに値上げすることによって、利用者が減るんじゃないかという議論もプロジェクトの中では出されましたが、他市町の利用料金等を勘案しても、まだ若干瑞穂市のほうが安いという点からもありますので、使用料の減少は見込まずに増額という考え方で120万を予定しております。

私のほうから、その2点についてお答えをさせていただきました。よろしく願いいたします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 3点目のコミュニティーセンター等の卓球台等の貸し料が書いていないということでございますけれども、基本的にコミュニティーセンターというのは、地域のだれもが自由に出入りできる居場所という考え方を持っております。貸し館事業とかそういうことでなくして、自分たちで運営し、つくり上げていく施設を目指しておりますので、できる限り金額等もわかりやすくということで、今回は見直しをしております。よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 1点目の答弁を再確認しますが、結局まだ利用者とは話し合いをしていないと。議会で決まってからこうなりましたよということで説明をするという答弁だったのかどうか、まず確認したいと思いますが、どうですか。

議長（星川睦枝君） 伊藤企画部長。

企画部長（伊藤脩禰君） 今後、利用者に御説明するということでございますが、やはり行革の委員さんとか、その中には利用者代表の方も参加していただいておりますので、そこら辺の周知もできてきているのではないかとということですが、詳細については、今後の説明ということで御理解をいただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 私の意見ですけれども、やっぱり住民の皆さんの意見を聞くには、各種団体の役員さんの話を聞くということで、特に文化協会に加盟しているところ、またスポーツ協会に加盟している、そういう各団体の代表の方に、今、市はこういうようなことを考えていると、どんなもんやろなというような形で聞いて意見を聞く。そういう中で議論をして合意を勝ち取っていくということ、納得をしていただくということが筋じゃないかと思うんですが、行革委員さんの代表でということで見えると思うんですけれども、それはそれで一つの市民の声も入るかもしれませんけれども、もう一つ広範に市民の皆さんの声を聞くということも、ぜひひとつ今後、手だてをしていく必要があるなということを思いますので、よろしく願いしたいと思います。以上。

議長（星川睦枝君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第9 議案第11号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第9、議案第11号瑞穂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第10 議案第12号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第10、議案第12号瑞穂市政治倫理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第11 議案第13号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第11、議案第13号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第12 議案第14号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第12、議案第14号瑞穂市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第13 議案第15号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第13、議案第15号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 議席番号11番、日本共産党の小寺徹でございます。

議案第15号瑞穂市税条例の一部を改正する条例について質問をいたします。

この改正案の中の東日本大震災の復興、さらに防災のために、個人市民税の均等割税を500円加算する。市が500円、県が500円で、計1,000円になるという提案でございます。説明会で聞きましたら、瑞穂市では1,200万円ぐらいの収入があるというお話でございました。この1,200万円をどのような復興・防災のために事業をするのかということでございますが、今年度予算の中に、この1,200万円がどのような事業として反映されているのかどうか。

また今後、こういう目的がはっきりしているなら、目的税として、基金として積み立てて防災の事業にするというようなことも必要ではないかと思いますが、このお金の使い方、使い道について、どのような検討がされているのか、お尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 失礼いたします。

来年度、平成24年度におきましては、防災資機材の整備を中心に進めていきたいと思っております。現在は、巢南庁舎、穂積庁舎のほうの一部にいろんな食料品とか毛布等を備蓄しているわけでございますが、やはり想定外の災害となりますと、それぞれ主な避難所のほうにそうした資機材をどのくらいというのはなかなか難しい部分もありますが、そのあたり、今研究を進めておりますので、来年度につきましては、そうしたものを中心に進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 目的税として災害に使うということで、そこで事業計画を立てると。1,200万円が額が少ないですので、そこまで必要ないかどうかいろいろあるかと思うんですが、前にも国から補助金が出て、何でしたか、子供さんのお金をつくる、ちょっと名前を忘れてましたけれども、国から来て、その基金をためて計画を立てたというようなことも、事業をしたということもありましたね。そういうような形で、目的がはっきりしておるなら、そういうことでやったほうがいいかなという思いがあるんですが、その辺はどう考えてみえるか、見解があったらお尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 早瀬部長。

総務部長（早瀬俊一君） この金額については、目的税とっておおむねの目的だと思ってお

りますけれども、やはり、それぞれの想定においてどういうものが必要かということを中心にしないといかんですので、今先生が言われたように、今後については、どういうものに有効に活用していくかということも含めて、また皆さんの御意見をいただきながら進めていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第14 議案第16号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第14、議案第16号瑞穂市営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第15 議案第17号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第15、議案第17号瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第16 議案第18号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第16、議案第18号平成23年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第17 議案第19号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第17、議案第19号平成23年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第18 議案第20号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第18、議案第20号平成23年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第19 議案第21号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第19、議案第21号平成23年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第20 議案第22号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第20、議案第22号平成23年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第21 議案第23号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第21、議案第23号平成23年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第22 議案第24号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第22、議案第24号平成23年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩をしたいと思います。

再開を10時15分からいたします。

休憩 午前9時56分

再開 午前10時15分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第23 議案第25号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第23、議案第25号平成24年度瑞穂市一般会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 2番 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 議席番号2番、改革の熊谷祐子です。

私は議案第25号平成24年度瑞穂市一般会計予算について質疑をさせていただきます。

平成24年度の予算概要の36ページによりますと、第3章 誰もが生き生きと暮らせるまちづくり、第1節 支え合いの社会づくり、2、児童福祉の中の 保育サービスの充実の中の3つ目に保育施設の整備及び維持管理とありまして、平成23年度に比べ8,000万増、115.3%となっております。備考欄には、各保育所施設改修整備となっております。平成24年度は、およそ1.5億円ですが、先ほど総合計画のときにお聞きしましたが、待機児童の解消と施設整備計画が総合計画の後期計画では一切示されておりません。平成24年度予算計画にも反映されていないとお見受けいたします。

老朽化した保育施設の調査は、3月末に結果が報告されるそうで大変遅いと思います。つまり、総合計画上も、それから平成24年度の予算上も、例えば去年の9月議会に出たように、私立から話があればそちらでやる可能性もあると。国の方針も民間に大幅に門戸開放するという方針ですので、できればそっちの方向へ行かせたいので、24年度の予算にも反映されていないし、総合計画にも反映しないのか。

実際には、その施設整備の調査が出れば、積極的に公設公営として未実施の2保育所、または、例えば別府子育て支援センターは2階がほとんどがらがらですね。1階を2階に上げて、1階は未満児保育に使うということも、新しいものを建てるよりは安くできると思うんですが、そういうことは考えていないということなのか、その辺がどうも判然といたしませんので、実際に市としてちゃんと公設公営で対応していくつもりがあるのかないのか。できれば私立に、また補正でも組んで、できれば任せたいと思っているのか。ちょっとその辺を明確にお答えください。以上です。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） まず、24年度の予算増額につきましては、その内容についてですが、穂積保育所、用地を取得しましたので、その造成、整備を含めております。それと、南保育センターの園庭を2名の方から借地がありますが、その1名の方の分について用地を購入したいということでございます。大体これは2件合わせて8,000万ほどになります。それと、3園について芝生化をやりたいということで、そちらの費用が1,600万ほどかかるということでございます。そういったのが来年度の主な事業になってくるかと思えます。

今お尋ねにありました市立保育所につきましてですけれども、私ども、現在の9園ある保育園については、公設公営でということをして市長も教育長も言っておりますので、その方針には変わりありません。ただ、民営化ということはないですが、民間参入については、そういった保

育園があればその都度検討したいと。決してだめだと、うちは入れないということではないというふうに考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 民間参入については、その都度検討したいと。そのことと待機児童の解消との関係はどうなりますか。

もう1つ、その9園は公設公営で残すと。つまり、あらかじめ9園で待機児童を組み入れるなら、民間参入に対する補助金は余分な経費になりますね。全く民間が自分でつくるというんでしたら別ですけど、市として補助金を出すんだったら、全くせんだってのように、15人の待機児童のために4億円というのは税金の無駄遣いだと思いますが、待機児童と市の施設との関係についてのお考えをちょっとお聞かせください。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 施設整備と保育の計画は、両方一体として考えなければならないと考えております。つまり、例えば牛牧第一保育所を改修すると。じゃあ、そのときにどう改修するんだと。未満児も何人分対応できるような施設にするかといったこともあわせて考えていくということでございますので、施設整備と保育計画とを一体として考えていくということでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） そのことをお聞きしているんです。一体としてどう考えていくのか。つまり、待機児童解消に向けて未満児の未実施のところ、2園と聞きましたが、西は別として組み込んでいくのかどうかと、それをお聞きしたんです。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 保育につきましては、地方自治体の責務でありますので、そういったことを当然考えて取り入れていかなければならないと考えております。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 少し安心しましたが、時期ですが、この平成24年度の予算には当初上がっていないわけですが、3月末に調査の結果を見て、それから新年度の計画を立てるということですが、待機児童については待ったなしですね。

例えば、その計画で24年度予算化できないという場合には、子育て支援センターを使うとか、そういう時期ですね、平成24年度中に着手するのかどうかということですが、その辺の見通しはいかがでしょうか。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 現在、保育の申し込みをいただいておりますが、待機児童は現在のところございません。今後出てくる可能性はありますが、よくその対象人数等を勘案して計画したいと思いますので、今現在ではやりますとかいうことはまだ言えませんけれども、検討はさせていただきます。

議長（星川睦枝君） ほかにございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 11番 小寺徹君。

1 1 番（小寺 徹君） 議席番号11番、日本共産党の小寺徹でございます。

議案第25号平成24年度瑞穂市一般会計予算について質問をいたします。3点にわたって質問をしたいと思います。

1点目は、高等学校就学奨励一時金について。2点目は、社会資本整備総合交付金事業について。3点目は、生津ふれあい広場整備事業についてでございます。

最初に、高等学校就学奨励一時金についてお尋ねいたします。

この奨励金の目的は何か。対象人員は何人に行っているのか。選定はどのようにするのか。以上3点をお聞きします。

あと、社会資本整備総合計画と生津ふれあいについては、自席に戻って順次質問したいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 高等学校の就学奨励の一時金、仮称ですが、瑞穂さくら入学祝金ということで予算を上げております。これについては、市長の誕生から巢立ちまでの一貫した子育て支援という理念に基づいて、子供たちが義務教育を終わって高等教育に進学する折に、今までは全く奨学金制度というものがなかったものですから、市として独自の奨学金制度をつくりたいということをお願いをした内容でございます。

高等学校の授業料が無償化というようなことになっておりますので、今お金がかかるのは、入学時の制服とか教科書とか、そういった入学時によくお金が要るということで、就学が困難な御家庭について審査をして、奨学金、一時金をお渡しするというところでございます。1人当たり5万円以内というあたりで12人ぐらいの予算を組んでいるということです。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

1 1 番（小寺 徹君） 要するに、非常に優秀な子も貧困とかで入学ができないという人たちを支援するという人の選定なのか、優秀な人を励まし、どんどん頑張れよということなのかということをごどちらかなと思っておったんですが、基本は、要するに学力は非常に優秀だけれど

も、生活的に行けないという人を支援するという目的だということによろしいですね。

これは、選定はどうするのかということですが、一つは、この方の生活の状況を把握するには、今就学援助金という制度がございますよね。要するに生活が苦しくて教材費や給食費を援助するという制度。それが一つの生活水準を合わせるようなことと私は認識しておるんですが、そういう人を受けておって、行きたいけれども行けんと、学力は非常にあるという人たちが選定基準になるのか、その辺の選定基準、それはだれが選定してやるのかという、そこはどのようなかお尋ねします。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） これから、この予算を認めていただいた後に要綱等をつくって、学校のほうにも具体的にお示しをしていくという段取りになると思いますけれども、現段階のところ議員がおっしゃっていただいたような、就学困難な御家庭に対して一時金という形で、将来返金をするような義務がない、お渡しをするお金、一時金ということで考えております。

選定そのものについては、もちろん他市町の様子も調査をいたしまして、また検討してまいりたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 選定の結果、この人に奨学金を出すということで、それは公表するのか、内々に出すのか、その辺はどう考えてみえるのか、その辺はあるんでしょうか。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 今まで、県とかの奨学生とか、いろいろな奨学制度があるんですけれども、だれだれにそれを渡したというのを公表するということが、余りなじまないもんですから、現段階、私の考えとしては、公表する必要はなくて、親さんと本人にお知らせをしてお渡しをするというような格好になるかと思えます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 内容は大体理解をいたしました。

2点目に、ちょっと飛ばしますけれども、生津ふれあい広場整備事業についてお尋ねをいたします。

市長のマニフェストを見ますと、この生津ふれあい広場整備事業を行うに当たって、関係機関と協議の上、計画を立案しますということになっております。それで、関係機関というのは、スポーツですから体育協会との関係があると思うんですが、体育協会とは話し合いがされて、どのような話の結論になったのか、お尋ねしたいと思えます。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 今回は予算ということでお願いしております。すなわち、議会が通りましてから体育協会、その他の各種団体と話し合いを持ちたいということで、来年度で設計を計画し、その後工事をやる予定です。その設計につきましては、皆さんの意見を聞いて進めていきたいということで考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） もう1つ聞きますけれども、関係団体としてこの事業を見ますと、テニス場、サッカー、野球ということになっておりますね。そうしますと、テニスや野球、サッカー関係者に主な話をしないとということかどうかお尋ねします。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） はい、各種団体に話をしていません。もちろん、体育協会もまだでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 今回の予算は、設計も工事費も全部予算が組んでありますね。そうしますと、先ほどの次長の答弁でいきますと、24年度に皆さんの意見を聞きながら、どういう施設にするかを聞いて設計をします。設計がまとまったら工事がかかると。そういう段取りになるかと思うんですけれども、これはちょっと意見を聞くには、今年度に意見を聞いてまとめて来年度予算というのが、普通、常識的な関係機関との協議の上ということだと、今年度意見をまとめてその後なるんじゃないかということを考えて、ことしじゅうに設計、工事ということの関係機関と相談してできるのかどうか、ちょっと私は十分な協議ができないんじゃないかという不安感が一つあるということの思いを述べていきます。

さらにもう1つ、スポーツ施設として課題としては、大月グラウンドの問題がございます。包括外部監査の報告、意見結果によりますと、生津と大月の大きな体育施設の用地があると。今後、本当に瑞穂市の体育施設として必要かどうか十分協議をし、必要なれば売ることも検討せよという外部監査の意見が出ております。

2回にわたって措置状況の報告が出ておりますけれども、市としては体育施設が必要であると。今後、大月についてもどういう施設にするか調査し、検討していくという3月の措置結果として出ております。その措置結果については、監査委員会の報告があって、監査の報告するときにいろいろ意見も受けたんですが、私の意見としては、大月にも何をつくるかということをも市民の意見も把握し、つくりながら両方をどういう施設をつくるかということを立てて、その上に立って年次計画でいつふれあい、いつ大月ということの組み立てをしていかないと、生津をやった、次に、今度何をつくるのかということで大月を調査してやるとい

うことではいかなのじゃないかなという思いを持っているんですが、その辺はどう考えてみえるか、お尋ねしたいと思います。

市長に一遍お尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 小寺議員の御質問に私のほうからお答えさせていただきます。

生津のふれあい広場につきましては、教育次長のほうからお答えさせていただいておりますが、実は、具体的にそれぞれの体育協会等々と、この問題で協議をしたことはございませんが、要望は実は受けておりまして、今御案内のとおり、生津のふれあい広場、何に使うにしましてもああいった関係のあれでございまして、野球をやるにしてもサッカーをするにしても球が幾度となく飛んでいってしまう。野球もすぐ隣に天王川がございまして。とんでもない方向へ行ってしまうというような、またそういう状況になっておりません。ですから、きちっと使える形にしたいということが一つでございまして。

これは、実は旧本巣郡の軟式野球連盟がございまして、大会も糸貫のグラウンドのほうに一応全部が寄りまして、本当に大きな数でございまして。そんな中で野球におきましても、瑞穂市のほうに野球場が少ない。少年野球、また一般の野球をやるにしても少ないという要望も出ておりまして、野球もできるようにしたいのも一つでございまして、そしてテニスコートにおきましても、テニス関係の方から、何とかテニスコートの整備をお願いしたいということ聞いております。でき得ることなら、瑞穂市として大会のできるような整備をとということも聞いております。これには、最低 8 面ないと大会もできません。

瑞穂市では、スポーツの大会、何一つやる会場がございません。そんなところから、今穂積中学校のところにテニスコートがございまして、いずれにしても穂積中学校のグラウンドが、私は昨年も運動会に行きましたが、グラウンドを何とかしなくてはいけないということをつくづく感じておるところでございまして、ここのグラウンドからテニスコートを出して、中学校だけのテニスコートにすれば、グラウンドの整備も十分できるということも認識いたしておりますので、こういった穂積中学校のグラウンドの拡張を考えますと、早くテニスコートを出したい。そんなところから、ちょうど生津ふれあい広場の山になっておる部分が、はっきり申し上げまして、ほとんど使われていない状況でございまして。生津地区におきましては、まちづくりが区画整理でできておりまして、公園はあちこちにございまして、公園の整備は、あそこの地域におきましては要らないわけでございまして、そういうことも考えますと、このテニスコートの整備を、そしてできることなら瑞穂市で大会もできるような 8 面ぐらいということもございまして、こういったあれもそのクラブ等々から要望は何回も受けております。

そういうことも踏まえまして、今何が必要かということ等々、体育協会の会長とも時々会って話はしておりますが、要望等も私のほうへは聞いておりまして、そういう関係もございまして。

今回きちっと整備をさせていただきまして、本当の形で利用ができる、そういう多目的に使えるように整備をさせていただきたいなと思っておるところでございます。

この整備におきまして、穂積中学校のグラウンドの拡張も後の年次には計画もしたいなと、このように思っておるところでございます。そういった計画的に考えておるところでございます。

巢南の広場におきましては、この整備が終わりましたら、これも体育協会とはいろいろしておるところでございますが、帯に短し、たすきに長しというようなことで、なかなか面積的なこともございます。でき得れば、このところは、本当の話、やはり旧本巢郡として何か足りない分のそういった整備ができないか、そういったほかのまちからも資金を出していただいて、一緒になってできるようなことができないか。そういうことによって、樽見鉄道を利用して来てもらうとか、いろんなことが考えられますので、このことにおきましては十分に検討を加えて計画をして、委員会の皆さんの御意見もいただきながら、しっかりと計画を立てていきたいなと、このように思っておるところでございますので、よろしく願いを申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 生津ふれあいと大月の大きな体育施設に必要な土地があるわけですから、そういう点で、今瑞穂市としてどういう体育施設が必要なのかということをよく調査し、関係団体と話をし、両方に、生津は何に、大月は何ということ計画を立てて、それで年次計画でやっていくという形にしていくのがいいんじゃないかということ私は思っておりますので、ぜひその辺は検討をお願いしたいということと、もう一つ、大月について、先ほど公益的に、旧本巢ということを言われましたが、私もそうだと思うんですね。大きい施設を単独の市で、あの市もこの市も持っておるとことは非常に不合理でありまして、お互いに助け合うと、利用し合うと。幸いにも本巢市は野球場がございまして。北方町は大きな体育館がございまして。あと瑞穂市で何かそういう共同で少しずつ使える必要な施設はないか、何かということ話し合いで決めて、その管理については広域連合が管理するとか、そういうようなことで管理も共同でやっていくということも一つの方向としてあるんじゃないかなと思うんですね。そういうことも含めて、運営については、またこれから協議するんですけども、そういう何が必要かということ、早く大月のほうも決めて、あわせて計画を立てていくということをお願いしたいと思います。

それから、もう一つテニスコートの問題でお尋ねしたいんですが、このテニスコートをつくることは穂積中学校の南にあるテニスコートのグラウンドを拡張して、ここへ移すことによって穂積中学校の運動場が広がるということのようでございます。穂積中学校のテニスコート

移設については、過去からいろいろ案が出ておりました、穂積北中の西のほうの広場へ移したらどうかとか、糸貫グラウンドがどうかとか、いろいろあちこち転々として、最後にここへ来たのかなあという気がするんですけども、そこら辺のテニスコート設置の場所があちこちしてきた経緯と、ここへ落ちついた原因、理由について、ちょっとお尋ねしたいと思います。

さらにもう1つは、大きな大会をしたいという施設、8面、大きな大会をするという施設も整えなあかんし、観覧席もつくらなあかん、夜間照明もしないかん、テニスコートも硬式にするのか軟式にするのか、いろいろございまして、施設も違ってくると思います。そういう点で、本当に県大会ぐらいやれる施設が必要なかどうか。県のテニス協会なんかから、そういう正式に要請があって建てるのか。実際につくったわ、何も使わへんわというような閑古鳥が鳴くようなことではいけませんし、そこら辺は、大会使用に使うというまでの設備投資をしないかんのかどうかというのも、ぜひ一つ岐阜県内の体育施設を調査して綿密な計画を立ててほしいということでございます。

テニスクラブはたくさんあって、聞きますと借りたいけれども借りられんということがあるようで、テニスの愛好者からは非常に欲しいという声が出ておるといことは、ちょっとお聞きしておるんですけども、大会をするまでの大きなテニスコートが必要なかどうか、その辺は、なぜ大会が必要までという思いになってきておるのか、そこら辺を一つお尋ねしたいと思います。以上です。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） テニスコートにおきましては、どこにするかということで、今小寺議員から、あちこち北中のところとか、糸貫川とかありました。実は、先ほども申し上げましたように、生津のふれあい広場、用地を買わなくてもいいというところですし、またまとまってトイレも2つあります。そうしますと、あそこでやりますと、現在山になっておるところ、ほとんど遊んでおらんし使っていない状況でございますので、それを生かすというところから、一番効率的ではないか。また、駐車場も整備されておりますし、大会をやってもそういうこともできるのではないか。そこら辺を考えますと、一番ベターなあれではないか。ベターでなくてもベストではないか、このように思っておる。そういったところから今回提案を申し上げておるところでございますので、御理解をいただきますようお願いをしたい。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） テニスコートが、本当に大会用に必要かどうかということは、どうもまだ納得いかんですが、その辺はまた委員会で議論を深めたいと思います。

もう1つ、野球場のことで市長は軟式野球、硬式野球ができるようにということで本巢の野球連盟から話があったような答弁をされておりますが、あそこはサッカーの練習場として2面

使っておりますね。サッカーの人たちは、あそこを大いに活用しておると。野球場になるとマウンドをつくらなあかんということで、サッカーの練習の障害になると、両方使えるのかどうかということ。

さらに、ちょっと聞いたんですが、元穂積町時代にあそこを土地購入したときに、硬式のできる野球場をということで計画されたけれども、あそこでは高架の電柱があるもので、できんぞという結論になったというようなこともちらっとお聞きしております。本当にあそこで硬式野球ができる施設かどうかということは、また検討されたのかどうか。サッカーと共有できるかどうかということ、本当にあそこで硬式の野球場ができるということで確信を持ってみえるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 今、硬式の野球ができるかと。そういった硬式の野球場をつくるつもりは毛頭ございません。御案内のように、少年野球をやるにしても何にしましても、ネットも何もないという状況で、先ほどもお話し申し上げましたが、球を打ってファールを打てば天王川へ飛んでいくとか、そんなところでございます。ですからネットを張りまして、そういう形の中で大きなお金をかけるわけではございません。

そして真ん中がサッカー場でございます。野球とサッカーが兼ねてできるようなあれでございまして、野球も球が飛ばなくて程度の、これも本式なあれをやりますと十何メートルのネットを張らなくてはいけませんが、そんなのは毛頭考えておりません。それをやろうと思ったら相当なお金がかかりますので、これだけの予算ではとてもできるものではございません。本格的なあれでございません。

先ほども申し上げましたが、軟式野球、実は本巢郡にあります小学校、少年野球、中学校、そして一般含めまして百何チームがございまして、これが年間を通して野球をするのになかなか球場が足りないというような状況もございまして、そういうぐらいの軟式野球ができるような、そういう整備の仕方でございます。本格的な硬式野球をやる、そういうことは毛頭ございませんので、その点御理解をいただきますように。

テニスコート、サッカー、野球という形になるかと思います。もちろん、これはグラウンドゴルフとかそういうあれやとか、そういうすべても使えるわけでございますので、御理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

最小の経費でいろんなあれができるように、多目的にできるように整備をさせていただくというところでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 生津ふれあいの最後の質問ですけれども、後期基本計画の中でスポー

ツ施設充実という項がございまして、全市的な行事を行えるスポーツ施設の整備を進めますということになっておりますが、ちょっとイメージが出てこんのですが、これはどのようなスポーツ施設をイメージしてみえるのか。今の犬山、生津のことも含めて計画されておるといことなのか。この辺はどうなのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 生津ふれあい広場、そしてこれ以降整備を予定しております犬山広場、あわせて各学校開放施設、そういったものを含めてのことを言っております。

次のページに施設の一覧がございまして、そういったものを含めて全市的に、一度にということは無理ですけれども、市として行えるような行事ということで考えていきたいと思ひます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 社会資本整備総合交付金事業の中で、西部縦貫道の古橋市道13の30号の予算が計上されております。これは3年目の事業になるかと思ひますが、この事業は延長がどれだけで予算額は幾らか。さらに、保育園のちょっと南に行くとカーブのところがありますね。カーブをもっと緩和させるような方向にする計画なのか、カーブはどうされるのかどうか。さらに、カーブのところらへんから西側に排水路がありますね、大きい。あの排水路を伏せ越して歩道をつくるというような方向になるのか、そこら辺の構想はどうなっておるのか、ちょっとお尋ねします。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 社会資本整備総合交付金事業でございまして、これは2地区計上しております。今御質問の古橋地区、それと宝江地区は今回計上しております。

古橋地区につきましては、工事費については約9,500万を計上してございまして。これは延長的には240メートル、幅員が14メートルで計画をしておりますし、道路につきましては、小寺議員御存じのように、ちょうど南保育教育センターから南につきましては、かなりきついカーブになっておりますので、今用地交渉を行っておりますが、道路の基準に合わせてかなり緩和をして、基準どおりのカーブを設置したいと思っておりますし、水路につきましては、ちょうど道路の南、それから西にあります。これについては暗渠化をして道路幅員を確保して整備を進めていきたいというように考えております。住宅等も建っておりますので、水路を利用して道路拡幅をしたいというように考えております。以上でございまして。

議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 8番 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） 8番、民主党瑞穂会の松野でございまして。

先ほど小寺議員の質問された件の関連ということ、まず1点ございます。

それは、生津広場の関係でございますが、議案書の中に、これは野球場とかサッカー場、テニスコートというふうに具体化された施設があるわけですが、いづれにしてもスポーツ施設とかそういったものは、やはり子供から老人までが使う施設でなければならないというふうに思うわけでございます。

例えば、軟式野球、サッカー、テニスというふうに具体化されてしまうと、ほかのスポーツができないというような気もするわけですね。ということは、高齢者の方は野球とかサッカー、テニスはできませんわね。そうすると、例えばグラウンドゴルフとかゲートボールは、本当に市内の隅のほうの狭いところでやっておるというのは現状でありますし、そういったところについては、環境整備もしっかりできていないと。手を洗う場所もないし、便所もないというような、そういう本当に隅に置かれた施設の中でやっておるわけでございます。

私が思うに、この生津広場は、やはり多目的に活用して初めて税金が皆さんに有効に使われているというふうに解釈をするわけです。高齢の方は健康維持といいますが、医者になるべく行かないようにするために軽スポーツをこうしてやっておるわけですね。そういったところにも配慮をしてほしいということで、この広場に、例えば他市町を見ますと、グラウンドゴルフでも芝生化されたところでやっているというところもございまして、この生津広場にも3つの施設のほかにグラウンドゴルフができる芝生化、そうしますと他市町からでも瑞穂市に芝生化されたグラウンドゴルフ場がありますので、いろいろ大会もできるというふうに思うわけですが、そこら辺を含めてどのように考えてみえるか、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 松野議員から生津ふれあい広場の関係におきまして御質問がございました。

先ほどもお答え申し上げましたように、野球、サッカー、テニスでございます。これは大体土曜・日曜の休みでございます。平日はお年寄りからすべての人がすべてができるような、もちろんグラウンドゴルフもできますし、ゲートボールでもできます。何でもできる広場でございます。その点間違いのないように、3つのスポーツに限定するわけではございません。そういった野球でもできるようなふうにネットを張って、今では野球も球がとんでもないところへ飛んでいってしまうというふうなところでございまして、そういったことができるようになるものでございまして、すべてのグラウンドゴルフ、またゲートボール、すべてができるわけでございます。

その中で、同じやるなら芝生化して、同じグラウンドゴルフでも、今は芝生の上でやるというところでございまして。いわゆるサッカーなんかできる部分のところを芝生化すれば、そうい

った議員の御要望にもおこたえができるわけですが、やはり芝生化しようと思いと、散水、芝生を育成するには水をまく施設にお金がかかるわけですが。今の鳥取方式の芝生化でやりますと、芝生の材料自体はかかりませんが、やはり水をやらなくてはいけません。そんなところから、その施設をやろうとしますと相当なお金がかかるというところで、現在、この予算の中ではその分は見ておりません。どうしてもそういうことをやれとおっしゃれば、あれでございますが、到底そこまではなかなかできないな、後のメンテナンス、いろいろなことを考えますと相当な維持費がかかりますので、初めは芝生の材料だけにはかかりませんが、散水、水をやる施設等々に相当な予算がかかりますので、今のところはそれは考えておりません。

ところが、グラウンドゴルフもゲートボールもできる本当の多目的にきちっと使えるという施設になるということを御理解いただきますようお願いを申し上げます、答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） 例えばテニスコートですと、今穂積中学校の南にありますような、どう言ったらいいのかわかりませんが、整備された状況になっておるわけですが、カラーでね。生津広場に行ってもそういうような格好になるわけですね。サッカー場は本当の地べたでやると、野球も地べたでやるというような方向で考えているのか。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） テニスコートにつきましては、オムニコートといいまして、人工の芝を引いてその上に砂をまくというオムニコートを考えております。

あとの多目的に使える広場につきましては、普通の土ですが、水はけをよくしたいと、若干の改良をしたいということを考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） グラウンドゴルフ場に芝生化ということをお尋ねしましたら、維持管理といいですか、大変お金がかかるというお話がされておりますが、例えば小学校とか保育所に芝生化をするということをやっていますね。できんことはないというふうに思いますので、これについては各委員会の中でお話をしたいと思います。

2点目は生活支援の充実ということで、生活保護の扶助の関係でございますけれども、毎年扶助費が多くなっていくわけですね。その過程において、本当に審査がしっかりできているのか。それから、その後のフォローといいですか、就職あっせんとか技能訓練とか、いろんなことをしてやっていくのが行政ではないかというふうに思うわけですが、今回の予算の中では

どのようになっているかということをお尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 生活保護についてでございますけれども、年々扶助費が増大してきておりまして、民生部の中でも費用としては大きなウエートを示しております。新年度の中でこういった監査もございまして、就労に向けた支援を行っていくように計画をしております。それから、こういった生活保護の福祉事務所の中で決定していくわけですが、過去の事例、それから県の指導もありまして、そういうもとに決定しておる次第でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） 働く場所がないといいますが、会社を解雇されたとか、いろんな条件で生活保護等を受けられておるわけですが、やはり行政としても、先ほどお話しされたような就労支援といったところのバックアップもしなければならないというふうに思うわけですが、この生活保護の制度というのは、本当に矛盾しておるというふうに解釈しておるわけですが、例えば国民年金の方からすると、本当に国民年金をもらっている方は非常に苦勞しておるという状況がございますので、ここら辺は国のほうの制度かもわかりませんが、そこら辺を含めて、今後そういったあり方を検討していかなければならないというふうに思うわけでございます。

いずれにしても、年々そういった生活保護を受けられる方が多くなっている現状でございますので、行政としても何らかの今後の支援、検討が必要ではないかというように思いますし、これで終わります。

議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

簡単に結論的にお聞きをいたします。

1点目ですが、24年度予算案そのものの規模は、ほぼ前年並みということでありまして。そして、その中であって社会基盤の整備としての公共下水道のより一層の推進、並びに別府排水機場の改修事業、公園新設改良事業、防災事業、芝生緑化事業、その他等々、堀市長の2期目のマニフェストをさらに一步、確実に前進をさせていく。そういう予算になっておると思います。ただ細かい点については、いろいろ意見がありますので、後でまた申し上げたいと思いますが、1つ目は、先ほど市税の増収の問題について、企業誘致の問題と住宅形成の問題との比較調査の話をしていただきましたけれども、24年度の地方税につきましては、市民税で個人が24億5,580万円、それから法人分が3億5,150万円あります。

そこでお聞きいたしますけれども、固定資産税が29億4,438万7,000円計上されておりますけれども、これの法人分と個人分の内訳については、具体的に実態を把握されておるのかどうか。本来であれば、合併以降の推移についてもお聞きをしたいところでありまして、とりあえずは平成24年度の内訳について、お知らせをいただきたいと思っております。

議長（星川睦枝君） 高田市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 西岡議員から御質問の、24年度における固定資産税における法人分との仕分けということですが、今現在、24年度個人資産税分と法人に関する資産の仕分けというものは実施しておりません。数値の把握はしておりません。

またこれについては、それぞれの筆ごとのものを再集計しなければ、また出ないかというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 今は出ていないということでありまして、先ほど来の私の質問の立場からいえば、それをぜひ実態を調べていただきたい。それはできないことなのか、やればできることなのか、その点についてお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

議長（星川睦枝君） 高田市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 1筆ごとの中身を集計して、時間をいただければできるかというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 大変ですけど、要するに具体的なまちづくりのビジョンを考えていく上において、一つ一つこの場合はどうだ、この場合はどうだ、全体で方向性をこう出すということの一つ一つ着実に進めていかなきゃいけないと思っておりますので、ぜひひとつお願いをしたいと思っております。

それから、保育士の派遣委託料の問題ですけれども、これも再三申し上げておりますけれども、平成24年度は2,738万4,000円が計上されております。委託料そのものですから、これは具体的に保育士さんにはどれぐらいの賃金が渡されておるのか。そこを市としては具体的に把握をきちっとしておるかどうか。これも再度ちょっとお聞きをしておきたいと思っております。

といいますのは、公契約制度のことにも絡んでまいりますので、ぜひお答えをいただきたいと思っております。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 賃金につきましては、時間当たり1,200円と通勤加算の分、あるいは担任加算というものを付けております。24年度につきましては、現在17名の派遣を計画して

おります。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） ちょっとよく聞こえなくて申しわけないんですけども、保育士には1時間1,200円ということですか。そういうことでよろしいですか。はい、わかりました。

いずれにいたしましても、封建時代でも士農工商という身分制度があり、その中でなおかつえた・ひにんの制度を設けることによって、支配階級は被支配階級を統率の中にきちんと抑え込んでいくというふうなこともありました。だから、同じ職種の中でも、こういう形で身分格差があると、本当に共同して子供を見なきゃいけない職場の中で対立だとかそういうことが生まれましてうまくいきませんので、また公契約の中でお話をさせていただきたいと思います。

あと、この10周年記念事業について、1つだけお聞きをしておきます。

この事業自体はいいことだと思いますけれども、とりわけ私も過去からその他の議員も申しておりますけれども、広島や長崎の派遣について具体的に10周年記念事業として予算も計上されております。学習会の中でその内容についても1人5万円、それから10人というような話も聞きましたけれども、これを突破口にして、さらに恒常的な平和の運動として継続をしていくというお考えが市長にあるかどうか。ぜひやるべきだというふうに思いますが、答弁をちょっとしていただきたいと思います。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 私のほうからお答えさせていただきます。

このピースメッセンジャー事業でございますが、御案内のように、過般、広島の平和市長会議におきまして、私も出させていただきます、この岐阜県がこういった非核平和都市宣言のまちが全国で一番低いことも、この会議に出させていただきます、初めて認識をしたところでございます。実際、出させていただきます原爆の当日は、8月6日の実際の体験者のお話を聞きまして、本当に真剣に考えなくてはいけない、そういうことを感じまして、実はこちらに戻りまして、議会の皆さん、また女性の会、また自治会長連合会のこういったところでお話を申し上げまして、瑞穂としましても非核平和都市宣言をしたいと、これに皆さんの温かい御理解をいただきまして、宣言のまちをおとしの12月に制定をさせていただいたところでございます。

そんなところが、ことしの1月に平和市長会議に出させていただきます。このときに、ある市でございます。実はこういうピースメッセンジャーの事業をやっておられるところがございまして、大きな成果を上げておる。といいますのは、これは子供たち、平和をつなげていく、こういった原爆とかこういうのに使っては絶対だめだよというあれを伝えていくのは、我々も

大事でございますが、やはり若い世代の人がそれを認識しなくてはいけない。平和のことを認識しなくてはいけない。そんなところが、やはり中学生が一番あれではないかというところから、現実にやっておられる市もございまして、大きな成果も上げておられます。

ですから、中学生を派遣させていただきまして、そして中学校へ行ってきた人が、学校等々でその発表をしていただきます。そしてそれがつながっていくという形になれば、大きな成果が出てくるのではないかと、そんなことを思いまして、今回この事業を取り上げさせていただきました。もちろん、県内にもございませぬ。ぜひともこれが大きくいろんな市町に広がっていけばと思っておるところでございます。議員の皆さんの御理解をいただきますようお願いを申し上げて、私の答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 市長の思いはよくわかったんですが、私が質問したのは、この記念事業を突破口にしてというか、きっかけにして、その後、継続的な事業としてやっていくおつもりはあるかどうか。こういう話をさせていただいたものです。一番大事なところをちょっと答弁していただくとありがたいです。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 私も西岡議員とあれで、ちょっと耳が難聴でございまして、その部分を聞き漏らしました。この事業を引き続いて継続していきたいな、これは教育委員会とも十分協議をいたしまして、引き続いて議会の皆さんの御理解をいただいて、引き続いて継続事業として取り組んでいきたいと、このように思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 県下でもない新たな取り組みとして全力を挙げて頑張っていたきたいというふうに思います。

あと簡単に1つやります。

これは、オイスカの問題です。これは前も取り上げましたけれども、外部監査の中を見ましても、オイスカの部分を見ますと「そもそも」で始まるんですね。そもそも当該団体の事業目的と自治体が行うべき事業、サービスとの関連性はあるのか。また瑞穂市の逼迫した財政状況を考慮すれば負担金を抽出することが必要であるのか。脱会を含め、検討すべきという結果が出ておるんですね。

私も申し上げましたのは、いわゆるアナナイ教（三五教）という宗教団体を母体にした法人なんです。ですから、そういうところに補助金を出すということになると、創価学会を母体に

した財団法人があります。それから世界救世教、この間NHKテレビでやっていました。私も見ましたけど、いわゆる熱海美術館、あれは世界救世教がやっています。国宝級のものが並んでいます。となってくると、要するに宗教団体を母体としておる組織に対して、それぞれ目的が違って同じように補助しなきゃならなくなる。どんどん広がっていくことになってしまうんですね。

ですから、そういうことについては、結論的にはここに書いてはいますが、そもそも論として額は確かに5万と少ないんですけども、物の考え方として公平に、少ない税金でもとにかく住民の皆さんが納得できるように公平に使うのが堀市政であるんだ。これを見てくれよということで、右から左まで、上から下まできちっと整合性のあるようにしていくことが、私は住民の市政に対する信頼を離さないことにつながると思うんですね。ですから、ぜひ金額の多寡にかかわらず、そういうことを今後はやっていただきたいと思うんです。

今年度の予算は上がっていますので、そこで市長のさらなる答弁を求めておきたいと思いません。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） オイスカの関係におきまして、包括外部監査のほうから指摘があったというところがございます。私もほとんどこの包括外部監査の関係のあれは一通り読ませていただきました。まずもって、この包括外部監査につきまして、やはり弁護士、会計士、数名の方でやっていただきまして、なかなか行政からできない改革もこの包括外部監査におきまして、長年のいろんな関係でそのまま来ておるところもございますが、非常にいい外部監査をさせていただいておるなということを感じております。

その中におきましてのオイスカの関係でございます。これは、とらえ方もいろいろあるわけでございますが、実はオイスカにおきましては50年の経過がございます。ちょうど50周年のあれにも出させていただきましたが、時の総理大臣が、政府が手の届かない分野で国際活動をしていただいております。それが貿易摩擦とかいろいろある中で、そういう活動、手に届かないことをしていただいておりますことが日本の大きな海外の人的支援、また地球に緑をとという関係の活動をしていただく、それが大きくプラスになっておるというあれでございます。記念式典には、天皇陛下、皇后陛下がお出になられている、その団体でございます。

この間、桜の植樹をさせていただきましたときに、オイスカもあわせて桜の植樹、おととしとことしもそういった植樹にも参加をいただいております。これは、それなりの見返りといえますか、瑞穂市にも逆にありました会費のあれぐらいは、十分にそちらの団体からも受けておるところでございます。こちら辺も踏まえますと、国連の中におきまして、これはサミット賞、1997年に国連でオイスカが受けておるところでございます。こういったことを考えますと、それぞれとらえ方がございますけれども、前向きに検討はしてみますが、私としましては、

今のところは、瑞穂市が5万円出しておるのが本当にいろんな後進国、発展途上国、いろんな分野で生かされておるということを考えますと、実際私もその現地を見てまいりました。そういうことを思いますと、一朝一夕にこうだからということで判断することではないなということも感じております。そこら辺も踏まえて、今後検討してまいりたい、このように思っておりますので、よろしく願いをして私の答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 結論は検討してみるということで受けとめておきたいと思います。とらえ方はいろいろあるということで、市長の立場は表明されましたけれども、私は天皇陛下が来ようが来なかるうが、50年やっておろうが70年やっておろうが、逆にもっとそれと同じように活動されている、天皇陛下は来ないけれども、公益的な活動をされている団体は、全国に幾らでもあると思うんですね。そういうことを一つだけ取り上げてやり始めると切りがなくなる。だから、基本的な立場として、そういうところはそういう歴史があろうけれども、そのほかのところもいっぱいあるわけですから、公平にやめるということで、ぜひ検討をしていただきたいというふうに思います。

以上、簡単ですけれども、総括質疑を終わらせていただきたいと思います。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 済みません、先ほどの西岡議員の御質問に対する答弁、訂正させていただきます。

保育士の派遣委託につきましては、時間当たり1,200円と申しましたが、1,300円で予算化をいたしております。それと、派遣委託費につきましては、通勤手当とか担任手当はつきませんので、申しわけありませんでした。以上でございます。

〔「予算計上というのは保育士の賃金の予算計上で、この予算計上そのものの単価じゃないですね。保育士そのものに渡す賃金の単価を、今1,300円と」と3番議員の声あり〕

教育次長（林 鉄雄君） 委託ですね、保育士の派遣委託。

〔「だから、僕の言っておることと違うんです。それは委託料全体の単価の話ですから。僕はそこが保育士に幾ら払っておるかということを質問したんです。それを把握しているかと聞いておるんです。把握しないでそれでええんかということを質問したんです」と3番議員の声あり〕

教育次長（林 鉄雄君） 申しわけありません。把握いたしてありません。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） そこが問題なんです。公契約の問題を論じていこうとすると、どこと契

約をするかという場合に、相手方がその労働者にどういう待遇をやっておるか。労働基準法上の問題、あるいは保育士であるならば、他の自治体における保育士の賃金の問題等々と勘案しながら具体的に決定をしていくということだろうけれども、そのことを行政の側が知らないということは、保育労働を丸投げすることになるんですよ。保育は自治体に責任があるといいながら、手続や形式だけが自治体に責任があるのであって、実際、保育をする現場では、派遣の保育士に丸投げをするということになっちゃうんですね。そういうことでええのかということなんですよ。

先ほど平和の問題では、将来の子供たちが本当に戦争を憎み、平和を愛する子供をどう育てるかというのと同じように、小さい子のときからきちとした保育をしなきゃいけないですね。だから、そういうことを申し上げておるんです。

申し上げても結論は把握をしていないということでもありますから、それではいけない。それを把握するように、ぜひしていただきたい。そういうことが、そこで働く労働者にもプラスになるし、相手の経営者にとってみても、労働者をどういうふうにする必要があるのかということの認識を改めることにも大事になりますから、ぜひ実態はつかんでいただきたいと思います。

議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第24 議案第26号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第24、議案第26号平成24年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第25 議案第27号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第25、議案第27号平成24年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第26 議案第28号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第26、議案第28号平成24年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第27 議案第29号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第27、議案第29号平成24年度瑞穂市下水道事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第28 議案第30号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第28、議案第30号平成24年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第29 議案第31号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第29、議案第31号平成24年度瑞穂市水道事業会計予算を議題としま

す。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第30 議案第32号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第30、議案第32号市道路線の認定及び廃止についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 7番 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） 議席番号7番、広瀬武雄でございます。

この認定道路の問題につきまして、簡単にお尋ねいたします。

図面によりますと、勝速神社の参道の入り口部分は認定されないようでございますが、まず第1点は、この部分はどうか。それから、鳥居は大丈夫なのか。それから、なぜ今この時期に認定という案が出てきたのか。今までにはそういう要請があったのかなかったのか。もっと早くやるべきではなかったのか。あるいは、そうでなければ、もっと遅くてもよかったのではないかなどなど、いろいろと今の点につきましてお尋ねをいたしたいと思います。以上でございます。

議長（星川睦枝君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） ただいま御質問にありました市道ですが、市道の3の3の153の1でございますが、これは南から勝速神社の社殿から南へ認定の路線を今回上程させておりますが、鳥居については鳥居の手前、民間の宅地開発、名古屋紡の関係で交換した土地がございますが、そこまでの間ですので、鳥居等については影響ございません。

それと、何でこの時期になったかといいますと、一部隣接地で住宅の建築の予定者がございました。この関係で調べましたところ、市道認定が落ちていたということでございます。当時、勝速神社さんの参道自体も旧穂積町名義になっていた経過もございまして、そのもっと以前には町道認定がされていたかもしれませんが、その辺の土地処理が行われて、この部分だけ建築の関係で市の土地になっているということから落ちていたということで、今回市道の整備をさせていただいたものでございますので、よろしく申し上げます。

過去の経過については、そんなようなことでございますので、御理解をいただきたいと思

ます。以上です。

議長（星川睦枝君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第3号から議案第32号までは、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

散会の宣告

議長（星川睦枝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前11時41分

